（地方環境事務所に置く課等）

第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

（削る）

（削る）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括自然保護企画官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官及び国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務

（地方環境事務所に置く課等）

第二条　地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

庶務課（福島地方環境事務所に限る。）

企画課（福島地方環境事務所に限る。）

経理課（福島地方環境事務所に限る。）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

除染対策第一課（福島地方環境事務所に限る。）

除染対策第二課（福島地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第一課（福島地方環境事務所に限る。）

放射能汚染廃棄物対策第二課（福島地方環境事務所に限る。）

減容化施設整備課（福島地方環境事務所に限る。）

除染等推進第一課（福島地方環境事務所に限る。）

除染等推進第二課（福島地方環境事務所に限る。）

除染等推進第三課（福島地方環境事務所に限る。）

除染等推進第四課（福島地方環境事務所に限る。）

調査設計課（福島地方環境事務所に限る。）

工務課（福島地方環境事務所に限る。）

輸送課（福島地方環境事務所に限る。）

管理課（福島地方環境事務所に限る。）

用地総括課（福島地方環境事務所に限る。）

用地審査課（福島地方環境事務所に限る。）

用地補償第一課（福島地方環境事務所に限る。）

用地補償第二課（福島地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備推進課（福島地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2　前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官、国立公園管理官、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官を置く（統括自然保護企画官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立